

第10次佐賀労働局粉じん障害防止総合対策5か年推進計画

第1 目的

本計画は、事業者が講じなければならない措置の実施を推進するため、じん肺新規有所見及び増悪者の発生状況、9次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況等を踏まえ、当該対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、重点事項に基づき今後5年間において事業者が特に実施すべき措置を、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置【佐賀局版】」（以下「粉じん障害防止措置【佐賀局版】」という。）として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 計画の期間

2023年度から2027年度までの5か年とする。

第3 重点事項

- 1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- 2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 3 陶磁器・同関連製品製造業における粉じん障害防止対策
- 4 屋内外における岩石・鉱物裁断等作業、岩石・鉱物・金属研磨等作業、金属アーク溶接作業（粉じん則別表第1 6号、7号及び20号の2に掲げる箇所をいう。以下同じ。）に係る粉じん障害防止対策
- 5 じん肺健康診断の着実な実施
- 6 離職後の健康管理の推進

第4 労働局及び労働基準監督署の実施事項

- 1 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請
労働災害防止団体の県支部、関係事業者団体等に対し、構成事業場に向けて、「粉じん障害防止措置【佐賀局版】」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に

定める措置の内容及び健康管理手帳制度を周知徹底するとともに、構成事業場においても、労働者や関係請負人（一人親方等を含む。）に対して、粉じん則及びじん肺法の各規程に定める措置の内容を周知することを要請する。

また、関係事業者団体に対して、「粉じん障害防止措置【佐賀局版】」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う、粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

2 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

(1) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

(2) 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的の実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

3 ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づく対策を実施するための経費の確保に配慮いただくことについて要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が策定した「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」（令和3年4月）についても、参照するよう周知する。

4 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、佐賀産業保健総合支援センターにおける産業保健相談事業又は地域産業保健センターにおける健康相談事業等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

5 離職後の健康管理の実施

事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対しては、当該手帳交付時に、健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

第5 労働基準監督署の実施事項

1 集団指導、個別指導及び監督指導の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法により、「粉じん障害防止措置【佐賀局版】」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置について、周知徹底を図る。

特に、「呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進」及び「じん肺健康診断の着実な実施」について重点的に指導を行い、じん肺管理実施状況結果報告が未提出の事業場に対しては提出を指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分を含め、厳正に対処する。

2 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、令和2年7月20日付け基発0720号第2号「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について」（以下「ガイドライン」という。）に沿った計画となっているかを確認し、必要な指導を行うこと。

3 電動ファン付き呼吸用保護具の着用

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、その活用が望ましいことに鑑み、上記2及び3の指

導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用に当たっては、電気機械器具の一種であることに鑑み、現場の状況に応じ電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号）に適合した電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用を要請する。

なお、ずい道等建設工事においては、要求防護係数に基づく有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用及び作業主任者の職務について、必要な指導を行う。

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置【佐賀局版】

第1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）及びじん肺法の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置【佐賀局版】」は、これら事業者が講じなければならない措置のうち、今後5年間に於いて事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

なお、陶磁器製造業については、後戻り傾向が認められること、屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業並びにアーク溶接作業及び岩石等の裁断等作業については、未だ、粉じんの有害性及びその対策の必要性の認識不足が一部に認められ、金属等の研磨作業については、呼吸用保護具の使用・管理に問題が認められる事例があること、粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、じん肺健康診断についても着実に実施される必要があること、在職時、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理措置を引き続き推進する必要があること等から、第10次粉じん障害防止総合対策においては、

- 1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- 2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 3 陶磁器・同関連製品製造業における粉じん障害防止対策
- 4 屋内外における岩石・鉱物裁断等作業、岩石・鉱物・金属研磨等作業、金属アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- 5 じん肺健康診断の着実な実施
- 6 離職後の健康管理の推進

を重点事項として、これら事項において事業者が重点的に講ずべき措置について記述している。

第2 具体的実施事項

1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

別添1により粉じん障害防止対策を推進すること。

2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

別添2により粉じん障害防止対策を推進すること。

3 陶磁器・同関連製品製造業における粉じん障害防止対策

別添3により粉じん障害防止対策を推進すること。

4 屋内外における岩石・鉱物裁断等作業、岩石・鉱物・金属研磨等作業、金属アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

別添4により粉じん障害防止対策を推進すること。

5 じん肺健康診断の着実な実施

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、労働者のじん肺健康診断の記録の作成にあたっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実にすること。

6 離職後の健康管理の推進

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」（平成29年3月）（以下「ガイドブック」という。）を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。

その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明

書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

- 1 粉じん保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進
「粉じん保護具着用管理責任者」を衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから作業場ごとに選任し、令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」（以下「呼吸用保護具通達」という。）に基づき、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。呼吸用保護具通達に基づく保護具着用管理責任者が、粉じん保護具着用管理責任者を兼任することは差し支えない。

- 2 電動ファン付き呼吸用保護具の使用
電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第20条の3の規定により粉じんにさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。
なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行うこと。

- 3 改正省令に関する対応
令和4年5月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正において、第三管理区分に区分された場所で、かつ、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施することが義務付けられた（令和6年4月1日施行）ことから、これらの改正内容に基づき適切な呼吸用保護具の着用等を行うこと。

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

- 1 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底
事業者は、令和2年7月20日付け基発第0720第2号において示された改正「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づき、粉じん濃度が 2 mg/m^3 となるように、措置を講じること。

また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」（令和3年4月）も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られ、切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度等に応じて、有効なものとする必要があることに留意すること

- (1) 動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業
- (2) 動力を用いて鉋物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- (3) コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、ずい道粉じん対策ガイドライン記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること

2 健康管理対策の推進

- (1) じん肺健康診断の結果に応じた措置の徹底

事業者は、じん肺法に基づくじん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

- (2) 健康管理システム

粉じん作業を伴うずい道等建設工事を施行する事業者は、ずい道等建設労働者が工事毎に就業先を変えることが多い状況に鑑み、事業者が行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置を講じやすくするために、平成31年3月に運用を開始した健康情報等の一元管理システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するよう努めること。

(3) じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対し、肺がん検診の受診及び禁煙について強く働きかけること。

(4) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

陶磁器・同関連製品製造業における粉じん障害防止対策

1 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

事業者は、動力（手持式動力工具によるものを除く）による削り、はわき、成形作業等に係る特定粉じん発生源については、局所排気装置の設置、除じん装置の設置、湿潤化の措置等を講じること。

また、事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じること。

2 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

(1) 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

事業者は、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置又は除じん装置について、適正に稼働させるため、それぞれの設備ごとに局所排気装置等の定期自主検査講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任すること。

(2) 局所排気装置等の検査及び点検の実施

事業者は、選任した「検査・点検責任者」に対し、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置又は除じん装置について定期自主検査及び点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づく補修等の必要な措置を講じそれらの結果を記録すること。

3 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

事業者は、動力（手持式動力工具によるものを除く）による削り、はわき、成形作業等に係る特定粉じん作業が行われる屋内作業場においては、粉じん則第26条及び第26条の2に基づき、作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に基づき評価し、第3管理区分又は第2管理区分に区分された作業場については、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じること。

特に、粉じん則改正により令和6年4月1日から粉じん則第26条の3の2が施行されるため、作業環境測定結果が第3管理区分に区分された場合の義務について、必要な措置を講じること。

4 特別教育の徹底等

事業者は、特定粉じん作業（粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。）に常時従事する労働者に対し、粉じん則第22条に基づき、特別教育を実施すること。

5 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

別添1のとおり。

6 たい積粉じん対策の推進

事業者は、粉じん則第24条に基づく粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者を選任し、その者の指揮の下に、毎日の清掃及び1月に1回以上、定期的に、たい積粉じん除去のための清掃を行わせること。

屋内外における岩石・鉱物裁断等作業、岩石・鉱物・金属研磨等作業、
金属アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

第1 共通

1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

別添の別添1のとおり。

2 健康管理対策の推進

(1) じん肺健康診断の結果に応じた措置の徹底

事業者は、じん肺法に基づくじん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

(2) じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対し、肺がん検診の受診及び禁煙について強く働きかけること。

第2 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

1 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則（平成24年4月1日施行）の内容に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則の改正（平成24年4月1日施行）により、屋外での金属をアーク溶接する作業が、粉じん則第23条（休憩設備）の規定の適用を受けることとなったので、この措置を確実に講じること。併せて、じん肺法施行規則の改正（平成24年4月1日施行）により、金属をアーク溶接する作業について、屋外でのみ行う者やその大半が屋外であり屋内での作業に常時性が認められない者に対しても、じん肺法に定める健康診断を実施し、また、これらの者に関する、じん肺法施行規則第37条に定めるじん肺健康管理実施状況報告を提出する必要があるため、これらの措

置を確実に講じること。

また、事業者は、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業が、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを認識するとともに、労働者に対し、当該作業が粉じん作業であり、当該作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、アーク溶接等の作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、当該事項の周知徹底については、衛生委員会等も活用すること。

2 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内でアーク溶接作業を行う場合、粉じん則第5条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこと。この措置に当たっては、より効果的に粉じんの発散防止を図るため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等が望ましいため、その使用を推進すること。

3 じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

事業者は、アーク溶接作業に常時従事する労働者に対して、じん肺法第6条に基づき、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施しなければならないこと。この教育は、粉じん則第22条に定める特別教育の科目に準じて実施すること。

第3 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

1 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

事業者は、金属等の研磨作業に係る特定粉じん発生源（粉じん則別表第2に掲げる箇所をいう。以下同じ。）については、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置の措置等を講じるとともに、粉じん則第10条に基づき、除じん装置を設置すること。

2 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内で手持式又は可搬式動力工具を用いて金属等の研磨作業を行う場合には、第2の2と同様の措置が望ましいため、その実施を図ること。

3 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

(1) 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置のそれぞれの設備ごとに、局所排気装置等の定期自主検査者講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任すること。

(2) 局所排気装置等の検査及び点検の実施

事業者は、選任した「検査・点検責任者」に対し、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置について、定期自主検査及び点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づく補修等の必要な措置を講じること。

4 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則第 26 条及び第 26 条の 2 に基づき、作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）に基づき評価し、第 3 管理区分又は第 2 管理区分に区分された作業場については、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じること。

特に、粉じん則改正により令和 6 年 4 月 1 日から粉じん則第 26 条の 3 の 2 が施行されるため、作業環境測定結果が第 3 管理区分に区分された場合の義務について、必要な措置を講じること。

5 特別教育の徹底

事業者は、特定粉じん作業（粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。）に常時従事する労働者に対し、粉じん則第 22 条に基づき、特別教育を実施すること。

6 たい積粉じん対策の推進

事業者は、粉じん則第 24 条に基づく粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者を選任し、その者の指揮の下に、毎日の清掃及び 1 月に 1 回以上、定期的に、たい積粉じん除去のための清掃を行わせること。

第 4 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業又は鉱物等の破砕作業に係る対策

1 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業又は鉱物等の破砕作業に係る対策

事業者は、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底させること。

また、事業者は、その要旨について、当該作業場の見やすい場所への掲示、衛生委員会等での説明、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。